

平成八年政令第二百二十七号

阪神・淡路大震災に伴う国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給停止等に
係る平成七年の所得の額の計算方法の特例に関する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第三十六条の三第二項、国民年金法等の
一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十八條第十項の規定によりその例によ
るものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法第六十六条第五項、国民年金法等の一
部を改正する法律附則第三十二條第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第
一条の規定による改正前の国民年金法第七十九条の二第五項において準用する同法第六十六条第五
項、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三条並びに特別児童扶養手当等の支
給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第十条及び第二十三条（同法第二十六条の五及
び国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）の規
定に基づき、この政令を制定する。

次の表の第一欄に掲げる年金たる給付又は手当について、同表の第二欄に掲げる規定に規定す
る被災者（阪神・淡路大震災によりその財産につき損害を受けたものに限る。）があつたことに
より、同欄に掲げる規定により当該被災者の平成五年又は平成六年における所得を理由とする平
成七年一月から平成八年七月までの期間に係る支給の停止又は制限を行わないこととされた場合
において、当該被災者が、阪神・淡路大震災により地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六
号）第三十四条第一項第一号に規定する資産について受けた損失の金額（阪神・淡路大震災に関
連するやむを得ない支出で、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第四条の
三で定めるものの金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた
部分の金額を除く。）について、同法附則第四条の三第一項の規定により平成六年において生じ
た同号に規定する損失の金額として同法第三十四条第一項の規定の適用を受けたときは、当該被災
者の平成七年の同表の第三欄に掲げる所得の額は、同表の第四欄に掲げる規定にかかわらず、
同欄に掲げる規定により計算した額から、阪神・淡路大震災により受けた当該損失の金額に係る
雑損控除額を控除した額とする。

国民年金法第三十六条 国民年金法第三十六条の三第一 国民年金法施行令（昭和三十
十号の四の規定の四第一項 項及び第三十六条の四第二項に 十四年政令第八十四号）
による障害基礎 規定する所得の額 第六条の二

国民年金法等の昭和六十年改正法附則昭和六十年改正法附則第二十八 国民年金法等の一部を改正
一部を改正する第二十八條第十項におよぶ例による法律の施行に伴う経過
法律（以下「昭いてその例によるものとされた旧国民年金法第六措置に関する政令（昭和六
和六十年改正法」とされた昭和六十年改正法第三項及び第四項並びに十一年政令第五十四号）第
二十八條第一項の改正前の国民年金法三号に規定する所得の額
の規定による遺（以下「旧国民年金法」
族基礎年金 という。）第六十七條

第一項
旧国民年金法に 昭和六十年改正法附則 昭和六十年改正法附則第三十二 昭和六十年改正法附則第三
による老齢福祉年 第三十二條第十一項の條第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされ
た旧国民年金法第七 項において準用する旧国民年金法等の一部を改正する等の
九條の二第五項にお 法第六十六條第一項及び第二項政令（昭和六十一年政令第
て準用する旧国民年 法第六十七條第一項及第一項及第一項及第一項
法第六十七條第一 及び第二項に規定する所得の額

附則
この政令は、平成八年八月一日から施行する。
附則（平成十一年三月三十一日政令第九四号）抄
第一条 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。
（施行期日）

<p>児童扶養手当法第九條から第十條児童扶養手当法施行令（昭 一六条まで及び第十二條第二項各号和三十六年政令第四百五号） 号に規定する所得の額 第四條</p> <p>による改正前の国民年金法施 行令第六條の二</p>	<p>児童扶養手当法第九條から第十條児童扶養手当法施行令（昭 一六条まで及び第十二條第二項各号和三十六年政令第四百五号） 号に規定する所得の額 第四條</p> <p>児童扶養手当法第九條から第十條児童扶養手当法施行令（昭 一六条まで及び第十二條第二項各号和三十六年政令第四百五号） 号に規定する所得の額 第四條</p>	<p>特別児童扶養手当等の特 別児童扶養手当等の支給に 関する法律第六條から第八 條まで及び第九條第二項各 号に規定する所得の額 五條</p> <p>特別児童扶養手当等の特 別児童扶養手当等の支給に 関する法律第六條から第八 條まで及び第九條第二項各 号に規定する所得の額 五條</p>	<p>特別児童扶養手当等の特 別児童扶養手当等の支給に 関する法律第二十二條、第 二十一條に規定する所得の 額</p> <p>特別児童扶養手当等の特 別児童扶養手当等の支給に 関する法律第二十二條、第 二十一條に規定する所得の 額</p>	<p>特別児童扶養手当等の特 別児童扶養手当等の支給に 関する法律第二十二條、第 二十一條に規定する所得の 額</p> <p>特別児童扶養手当等の特 別児童扶養手当等の支給に 関する法律第二十二條、第 二十一條に規定する所得の 額</p>	<p>特別児童扶養手当等の特 別児童扶養手当等の支給に 関する法律第二十二條、第 二十一條に規定する所得の 額</p> <p>特別児童扶養手当等の特 別児童扶養手当等の支給に 関する法律第二十二條、第 二十一條に規定する所得の 額</p>	<p>特別児童扶養手当等の特 別児童扶養手当等の支給に 関する法律第二十二條、第 二十一條に規定する所得の 額</p> <p>特別児童扶養手当等の特 別児童扶養手当等の支給に 関する法律第二十二條、第 二十一條に規定する所得の 額</p>	<p>特別児童扶養手当等の特 別児童扶養手当等の支給に 関する法律第二十二條、第 二十一條に規定する所得の 額</p> <p>特別児童扶養手当等の特 別児童扶養手当等の支給に 関する法律第二十二條、第 二十一條に規定する所得の 額</p>	<p>特別児童扶養手当等の特 別児童扶養手当等の支給に 関する法律第二十二條、第 二十一條に規定する所得の 額</p> <p>特別児童扶養手当等の特 別児童扶養手当等の支給に 関する法律第二十二條、第 二十一條に規定する所得の 額</p>	<p>特別児童扶養手当等の特 別児童扶養手当等の支給に 関する法律第二十二條、第 二十一條に規定する所得の 額</p> <p>特別児童扶養手当等の特 別児童扶養手当等の支給に 関する法律第二十二條、第 二十一條に規定する所得の 額</p>
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---